

Title	エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒：ケントの事例を中心に
Sub Title	Exhortations and charges delivered at Elizabethan Quarter Sessions : with special reference to Kentish Courts
Author	清水, 祐司(Shimizu, Yuji)
Publisher	三田史学会
Publication year	1996
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.65, No.3 (1996. 1) ,p.121(281)- 140(300)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960100-0121">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19960100-0121</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 研究ノート

# エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒

——ケントの事例を中心に——

清水 祐 司

### (一) はじめに

イギリス統治機構の「最も明瞭にイギリス的な部分」といわれる治安判事制度については、これまである程度の関心が払われてきた。とりわけ「ジェントリ論争」以降に発表された十六、十七世紀を対象とする地方史研究では、治安判事を中心とするジェントリの地方統治に関する叙述が大きな割合を占めている。

治安維持を目的とする様々な試みのひとつとして十四世紀に制度化された治安判事は、テューダ朝期にその職務、特に行政的職務が急増したために、この時期に政策実施者へと変貌を遂げた。このような経緯から、いわゆるイギリス絶対王政期の統治をその実態レベルで考察する場合、治安判事の研究は不可欠である。

エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒

ところで、最近研究者の関心は絶対王政期における狭義の権力行使の側面よりも、むしろ社会的規律化を通して支配の強化を図った側面に向けられつつある。<sup>②</sup> ミツシエル・フーコーの言葉「権力はたんに『否』を宣言する力として威力をふるっているわけではなく、ほんとうはものに入りこみ、ものを生み出し、快楽を誘発し、知を形成し、言説を生み出している……権力は、社会体の全域にわたって張りめぐらされた生産網なのだ、と考える必要があります。権力を、抑圧機能しかもたない否定的力だとするのは、矮小な見方です」<sup>③</sup>を踏まえると、このような関心の拡大は認識の深まりを示すものとして評価されよう。この文脈でイギリス絶対王政期の治安判事制度を扱おうとすると、告発、起訴事項について解説する説示 (charge)、告発、起訴を担当する大陪審 (grand

jury) の心構えを説く訓戒 (exhortation)、そして説示、訓戒の対象である大陪審の分析などが少なくとも必要である。ひるがえって、治安判事の研究史を辿ると、四季法廷の「教育的」機能の解明がこれまで等閑に付されてきた傾向は否めない。

以上が治安判事の説示や訓戒を扱う主な理由であるが、副次的な理由も存在する。それは「シェイクスピアは法律家か？」と一般に表現されている問題と関わっている。シェイクスピアの作品には法廷場面、それに法律用語が頻繁に登場する。この劇作家の十代後半から二十代半ばが「失われた年月」と呼ばれているように全く不明なので、彼が若いころに法律家に雇われ、法律知識を習得したとの仮説が提示された<sup>(4)</sup>。その後研究が進むにつれて、シェイクスピアの「失われた年月」の期間に作成された不動産関係をはじめとする現存の法律文書に彼の署名が発見されないこと、同時代の作家と比較した場合シェイクスピアが特別に法律に精通していたとは断定できないことなどが明らかにされている<sup>(5)</sup>。

シェイクスピアがどこで法律知識を身に付けたにしても、この問題は彼の同時代人と法、法知識の関係についての考察を刺激する。なぜならば、この国民的な劇作家

および彼と同時代の作家達が作品で法律用語を頻繁に使用していた事実、そしてそのような作品が民衆の間でも受け入れられていた事実は、当時のイングランド人全般と法の密接な関わりを示しているからである。

## (二)「舞台」としての四季法廷

四季法廷とは、法律に通じているかあるいは経験豊かな治安判事である「必要員」(quorum)を含む二名以上の治安判事が任命書で付与された権限により、任命書および議会制定法で規定された管轄事項について陪審を用いて審問し、判決を下す場である。それは四季法廷(Quarter Sessions)と呼ばれるように、原則として、御公現の祝日(一月)「冬」、復活祭の終わり「春」聖トマスの祝日(七月)「夏」、聖ミカエル祭(九月)「秋」と、年に四回開廷された。これが「定例四季法廷」(General Sessions)である。しかし治安判事が必要と判断するとこれ以外にも開廷が可能であり、それは「臨時四季法廷」(Special Sessions)と呼ばれた。いずれの開廷にも、少なくとも一名の「必要員」を含む二名以上の治安判事が開廷日と開廷場所を指定し、陪審候補者名簿の作成や関係者の召集などを指示したシェリフ宛の令状

が必要であつた<sup>(1)</sup>。ケントの場合は、アサイズ裁判官が担当する未決監釈放とは別種の未決監釈放、さらに死後検認のためにも治安判事による法廷が開かれ、そこでも「定例四季法廷」「臨時四季法廷」同様に、治安判事が説示や訓戒を行った<sup>(2)</sup>（後述参照）。

シエリフ宛の令状に明記される開廷場所は州ごとにおおむね慣例で決まっております、常に特定の場所（主に州都）で開廷される州もあれば、季節ごとに異なる場所で開催される州もあり、この点に関してイングランドに統一性は存在しなかつた<sup>(3)</sup>。ケント州についていえば、この州はカンタベリを中心とする東ケントと、メイドストーンを中心とする西ケントに分かれており、夏と冬の定例四季法廷はカンタベリで、春と秋の定例四季法廷はメイドストーンで開かれた<sup>(4)</sup>。東ケントと西ケントを比較すると、アサイズ裁判がメイドストーンとロチェスタで開かれていた事実、廷臣やロンドンで成功を収めた法律家を含めて有力ジェントリが西ケントに多かつた事実、年間で最も重要な復活祭後の定例四季法廷がメイドストーンで開かれていた事実に現れているように、州内に占める司法的、行政的比重は西ケントの方が大きかつた<sup>(5)</sup>。なお臨時四季法廷については、これ以外の場所で開かれる場合もあつ

た<sup>(6)</sup>。

筆者が取り上げる説示と訓戒はこの西ケントの治安判事ウイリアム・ランバードのものなので、以下の説明も西ケントの法廷が中心となる。

上述のように、西ケントでは定例四季法廷はもとより、臨時四季法廷もしばしばメイドストーンで開催された。その場所はコート・ハウスと名づけられていた建物で、中央通りの中心に位置していた。それはエリザベス治世期にアサイズ裁判と四季法廷のために建てられたもので、一六二三年のスケッチによると、複数の大きな格子窓と複数の破風をそなえた木骨組造りであつた<sup>(7)</sup>。人口から推定される当時のメイドストンの規模、それに中央通りが町の中心部のやや小高い場所に位置していた事実を勘案すると、コート・ハウスは人目を引いたと想像される。

四季法廷の様子については、四季法廷書記官の手引書も治安判事の手引書も触れていない<sup>(8)</sup>。しかしトマス・スマイスの『イングランド国制論』に、アサイズ裁判官の未決監釈放に関して次ぎのような記述がある。「一番高いところに二名の「アサイズ」裁判官が座る席があり……その両側に地位と位階に従つて治安判事が座り、彼らより一段低い席に残りの治安判事およびその他のジェント

ルマンもしくは治安判事の「私設」書記が座る。アサイズ裁判官と治安判事の前の一段低い所にテーブルが置かれ、そこには令状を保管する記録保管官、エスチータ、それに記録を取る「アサイズ裁判」書記官が座る。そしてこのテーブルの端にはシェリフが座る。テーブルの後ろに手すりが設けられており、そこには大陪審もしくは十二名「の小陪審」が呼ばれる。その手すりの後ろにさらに手すりがあり、そこには鎖でつながれ拘留所係官に引き出された拘留者が立つ<sup>(9)</sup>。十六世紀にメイドストンのコート・ハウスがアサイズ裁判と四季法廷の両方に使用されていたことを想起すると、トマス・スミスが記している未決監釈放法廷からアサイズ裁判官席を除いたものが四季法廷と推定して大過ないであろう。なお、十八世紀の治安判事は法廷で法服とカツラを着用していたようであるが、十六世紀の治安判事については不明である<sup>(10)</sup>。治安判事の席順は任命書の記載順位に従っていた。各州に送達され、法廷で読みあげられた任命書のなかで、治安判事は経験を積むにつれて記載順位が上昇するのではなく、社会的に同等の同僚の間に、彼の州内における社会的位地が正しく反映されていると思われる箇所とその名が記入された。つまり、アサイズ裁判や民兵査閲と

ならんで、四季法廷は各州のジェントリの序列が目に見える形で公に示される場であった。そのため、自分の名前が可能な限り上位に記載されるようパトロンを介して画策する者がいたり、極端な場合には記載順位をめぐって流血沙汰が生じた<sup>(11)</sup>。

一六〇〇年四月にメイドストンで開かれた復活祭後の定例四季法廷には、ウイリア・ランバードをはじめ十三名の治安判事が列席し<sup>(12)</sup>、そのなかには数名の西ケントの有力治安判事が含まれていた<sup>(13)</sup>。これらの治安判事を核として、治安判事の私設書記、法廷書記官、法廷書記官の私設補佐、シェリフ、シェリフの部下、上級(郡)治安官、下級(村)治安官、検死官、法律家(attorney)、証人、大陪審、小陪審、容疑者、被告人、廷吏等が法廷を埋めていた。アサイズ裁判の「演劇」効果<sup>(14)</sup>、あるいはその法廷に列席した治安判事の顔ぶれと比較すると見劣りの感を免れないが<sup>(15)</sup>、それでも、このような規模でしばしば開廷される四季法廷はジェントリのヘゲモニーを民衆に印象づける機会となった。

### (三) 説示と訓戒

#### (A) 説示

開廷当日、まず廷吏が開廷を宣言した。それに続いて法廷書記官が治安判事任命書を読みあげ、その後シエリフが令状、州役人名簿、陪審候補者名簿を提出した。ここで、欠席などの理由で陪審員が定数に満たないか、あるいは不資格者が含まれていると治安判事が判断すると、法廷はシエリフに人名の削除や追加を命じた。それが終了すると、シエリフが提出した役人名簿に記載されている上級治安官、下級治安官、検死官、執行吏などが告発を行った。その後大陪審、それに小陪審が入廷した。大陪審は、犯罪はもとより、種々の事柄について告発し、起訴状案の妥当性について判断を下した（後述参照）。他方小陪審は、大陪審が「原案適正」と記した起訴状にもとづいて起訴された被告人に有罪もしくは無罪の評決を下した。

以上の手続きから明らかのように、告発と起訴状案の判定は、いわば、法廷業務の「入り口」であった。そのため、告発や起訴状案の判定を受け持つ大陪審や治安官にたいして、法律に精通した治安判事がどのような事柄

が告発、起訴の対象となるかを説明した。これが説示(1) (charge) である。

ウィリアム・ランバードは、治安判事手引書『治安判事の職務』の末尾に治安判事の職務と多少とも関係のある議会制定法の大部分、二七〇余を収録している。(2) このリストには事実上施行されていないものが含まれている反面、救貧関係の大部分が含まれていない点を措くとしても、限られた時間で逐一説明するのは不可能であった。したがって、ランバードは手引書のなかで、それらを教会に関わる事柄と世俗に関わる事柄、あるいは神に関わる事柄と君主、臣民に関わる事柄などにグループ分けして、それぞれのグループで重要な制定法を説明する方法を薦めている。彼自身は教会事項と世俗事項の分類を用い、約七〇ページを費やして模範を示している。同時に、ランバードはそれぞれの解説に「ジプシー」、「騒擾」などの見出しを付けて、説示の担当者が容易に必要な項目を選択できるように配慮している。(3) たとえば「ジプシー」の見出しの後には、「もしも一般にジプシー呼ばれているか、あるいはそう自称しているよそ者が王国に一月以上滞留したならば、あるいは、もしも十四才以上の者がこのジプシー集団に見い出されるかまたは不埒にもそう

称して延べ一月以上イングランドかウエールズに滞留したならば、「そうした者は告発、起訴の対象となり、その法的根拠は」フィリップ・メアリ治世期の制定法第四章、五章およびエリザベス治世期の制定法第二十章<sup>(4)</sup>との文言が続く。当然ながら、このような説示では法律の専門用語が使用され、類似の用語についてはその差異が説明された。それを直接の対象である大陪審はもとより、法廷内の人びとが耳にした。シェイクスピアの作品、たとえば『ウインザーの陽気な女房達』あるいは『から騒ぎ』の登場人物が口にする台詞に含まれる程度の法律用語ならば、この説示が網羅していたのである。

説示は事実上の主席治安判事である記録保管官(custos rotulorum)が行うのが建前であったが、エリザベス治世期後半の西ケントでは、法律家、尚古研究家で、中央でもケントでも幅広い人脈を持っていたウイリアム・ランバードが頻繁に担当していた<sup>(5)</sup>。定例四季法廷では、昼食前に起訴状案審理に必要な証言までを処理するのが通例であった<sup>(6)</sup>。他方、ランバード自身が述べているように、彼の手本通りに行うと数時間かかった<sup>(7)</sup>。したがって一定例四季法廷で行われた彼の説示が現存しないので推測の域を出ないが一定例四季法廷ではランバード

も中央の方針や州の現状を念頭に置きつつ、告発や起訴を求めたい事柄を重点的に扱ったであろう。このことを傍証してくれるのが、特定業務のために開かれた臨時四季法廷における説示(厳密には、説示と、後に触れる訓戒を一つにしたものが多い)である。たとえば一五九五年ノーフォーク州で開かれた臨時四季法廷で、治安判事ナサニエル・ベイコンは、暴力的不動産占有侵害に関わる制定法のみを取りあげている<sup>(8)</sup>。

極端な事例としては、説示を準備していなかった例も見受けられる。一六〇九年復活祭後に開かれたサリ州の定例四季法廷では誰もが説示の用意をしていなかった<sup>(9)</sup>で、ある治安判事が「同僚の懇願で、一時間十五分から三十分ほど陪審に訓戒を垂れた」「いかげんなお説教でお茶を濁した」。それが終わると、「[時間まで説示として]法廷書記官に制定法を読みあげさせた<sup>(9)</sup>」。この例は、説示が手続上可欠であったことを、図らずも、物語っている。

### (B) 訓戒

説示には、当時「訓戒」(exhortation)と呼ばれ、大陪審に心構えを説く前文が付けられることがあった<sup>(10)</sup>。治安判事による訓戒の起源およびその歴史については、

はつきりしない。一五九一年九月にメイドストーンで開かれた四季法廷のために用意した訓戒ので、ランバードはその起源を中世の大巡察法廷に求めているが、この推測が妥当かどうかは不明である。訓戒の内容を問題にする限り、重要なのはその起源ではなくて、むしろ星室裁判所やアサイズ裁判で行われた訓戒であろう。エリザベス治世後期に、星室裁判所では巡回区へ出立するアサイズ裁判官にたいして大法官が（まれには女王自身が）巡回中に留意すべき中央の方針や重点課題を説明した。また、星室裁判所の開廷時には、大法官が（まれには女王自身が）ロンドン滞留中の治安判事に同様の説明を行った。ただし治安判事にたいするものは、たとえば一五九六年にエリザベス女王自身が治安判事に「ヘラクレスのような勇氣をもって正義を行うよう」求めたように、彼らに公僕としての自覚を促すものが含まれていた。他方、アサイズ裁判官は巡回区の法廷で大陪審に訓戒を行い、その際に通例大法官の訓戒がそれに盛り込まれた。アサイズ裁判官の訓戒は、中央の意図や意向を地方へ伝える重要な手段となっていたのである。<sup>12)</sup>西ケントの治安判事として説示や訓戒を担当するところには、ランバードはすでにリンカーンズ・インの講師や理事を歴任していた。し

エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒

かも一五九二年に大法官府主事に、一五九七年には大法官府文書管理主任に任命されるランバードが、訓戒の意義に無知であったとは考えにくい。また、星室裁判所を含む高等裁判所に関する『高等法廷論』(Archeion)の著者である彼が星室裁判所やアサイズ裁判の訓戒を知らなかったと想定するのもむずかしい。<sup>13)</sup>自分の訓戒をまとめるに際して、ランバードは恐らくこうした訓戒を念頭に置いたであろう。

ランバードの訓戒は現在二九が知られている。十六、十七世紀の治安判事の訓戒でこれほどまとまったものは、チェシヤの治安判事ピータ・レスタが王政復古後に行つたものを除くと、他に例がない。<sup>14)</sup>

筆者の見解では、一五八二年四月二四日にメイドストンの法廷で行つたものが、それ自身で訓戒の具体的な姿を最もよく表している。この訓戒で、ランバードはまず人間の不完全さや法の必要性について一般的に語り、それから次ぎのように述べている。「女王陛下は法の最高執行者である。女王陛下と諸君の間に我々治安判事が立ち、我々と犯罪者の間に犯罪を調査すると宣誓した諸君がいる。女王陛下は王国とそれの人々の病気を治す名医として、莊園法廷やシェリフ法廷、時としてアサイズ裁判、



通常は四季法廷を通じて、絶えず治療を施し、薬を調合される。我々を陛下の法の口として用いること（実際我々は生きた法 *lex loquens, a speaking law* とならなければならぬ）を喜びとされるのと同じように、女王陛下は陪審諸君を陛下の法の目に任命された。しかしながら、目である諸君がまず示し、そして語ってくれないならば、口である我々がどのようにして話すことができようか」。比喻を用いて生き生きと大陪審の役割を説明した後、ランバードは犯罪の社会生活に及ぼす悪影響について民衆の日常生活と密接に関わる居酒屋内の無秩序や買い占めなどを例に挙げて語る。それから、大陪審の義務はこの後に続く説示で述べられる項目に関して告発し、起訴の妥当性を判断することであると伝えて、「諸君は各地から集められた仲間（一人の体にまとめられた多数の目のようなもの）」で、宣誓し、責任を負っている以上、他人に耳を傾けるだけではなく、進んで情報を提供するようにと求めている。そして最後のパラグラフを「諸君と我々の共同作業で神の栄光を高め、陛下への奉仕を推進し、罪を抑え、国を救い、かくして義務を果さうではないか」と結んでいる。<sup>(16)</sup>

この訓戒は、一人の著名な法律家が法とその運用、お

よびそのなかでの陪審の役割についてやさしく説き明かそうとしている姿を我々に伝えてくれる。法制史家は從來法律家の著作に関心を集中し、訓戒の類いには興味を示さなかった。しかしながら、もしも「大伝統」と「小伝統」の関わりを法について、換言すると、エリートと民衆の接点で法の役割を考察しようとするならば、専門家がその知識を民衆にどのように伝えようとしたのかという側面に照明を当てる必要がある。

訓戒とはいかなるものであるかが一応明らかになったと思われるので、次ぎにランバードがたびたび言及している事項について、彼の見解を簡単に紹介しよう。ただし、紙幅の都合上、ここでは陪審制度と貧民問題に限定せざるをえない。

イングランド法制度の賛美は、少なくとも十五世紀のジョン・フォーテスキュ以来、コモン・ロー法律家の伝統であり、その根拠とされるのは陪審制度である。フォーテスキュは『イングランド法の礼賛について』で、まず宣誓済み証人の証言にもとづいて評決を下す（小）陪審について説明し、次いでその評決の妥当性が陪審査問令状で保証されていることを明らかにし、真実究明の方法としてはローマ法の手続きよりも効果的で人道的で

あると主張し、「かくして、イングランド法のもとで生きることとは静穏かつ安全なことなのであります」と述べている。<sup>(17)</sup>

一五九一年九月にメイドストンで開かれた法廷で、ランバードもほぼ同様に主張している。彼はまず「他の大多数のキリスト教国の法はローマ法の借物であるが、この点でイングランドの法はユニークである」と語り始める。彼がその根拠とするのは「よそ者ではない、近隣に住む同郷人、同輩で構成される「大」陪審」である。ランバードによると、この陪審制度のお陰で、イングランド人は他国の人びとのように一人もしくは少数の利益や悪意で意のままに告発されたり起訴されるようなことはなく、また他国の人びととは違って、裁判官の独断的な判断で裁かれない特権を享受しているのである。それは、彼の言葉を借りると、「我々すべての身体と生命にとって非常に安全であり、我々のあらゆる財産にとって非常に安心で安全であり、我々の心にとって非常に心休まる」のである。「他の大多数のキリスト教国の法」との表現からもうかがわれるように、ランバードのコモン・ロー賛美には、プロテスタントイイズムと分かち難く結合した一種の初期的ナシヨナリズムが認められ、この点で

エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒

フォーテスキューとはニュアンスが異なっている。他の訓戒に見られる教皇非難と相まって、このような言説は、それが度重なると、列席者に相互共鳴を生み出し、「愛国心」の高揚に一役買ったのではなからうかと推測される。<sup>(18)</sup>

十六世紀後半から十七世紀前半の貧民問題は、それ以前のものとは性格も範囲も著しく異なっていた。人口増加、土地不足、賃金労働に依存する労働者の増加、インフレイションなどの複合的要因が重なって、この一世紀間に社会の分極化を促進し、人口の相当な部分を常に貧窮の危険にさらす構造を生み出した。<sup>(19)</sup> しかも、この間に頻発した凶作がそれに拍車をかけた。

自分の法廷外職務を記録したランバードの私的「業務日誌」(Ephemera)が、たとえば「一五八三年」七月十一日。卿「コバン卿」と私は、オールハローズに土地を持つ教区民にたいして、オールハローズの貧民救済金として、評価額一ポンドの土地につき二ペンスの割合で寄付を行うように命じた、「一五八五年」一月二日。治安官ジョン・ホークに連行されてきたヨークシヤのガブリエル・リリおよびランカシヤのジョン・ニコルソンを浮浪者と判断し、拘留所へ送った」と記しているよう

(20) に、しばしば貧民問題に言及しており、その対応に追われる治安判事の様子を垣間見させてくれる。

貧民、特に浮浪貧民に詳しく言及しているのは、当然ながら、それと関わる問題処理のために開かれた臨時四季法廷の訓戒である。浮浪者未決監釈放を目的とした一五八二年六月十四日および翌年五月二一日の法廷でランバードが行った訓戒は、怠惰を罰する理由、そしてそのような措置の社会的意義について、当事者の見解の一端を明らかにしている。ランバードは次ぎのように説明する。神の掟に背いたアダム以来、人間は額に汗して日々の糧を得るように宿命づけられている。怠惰の処罰は神の法にその根拠を持つのである。それゆえ、働く能力があるのに仕事をしない浮浪者は「神と女王陛下の法の敵」なのである。(21) では、取締りから何が期待されているのか。ランバードは以下を挙げる。まず、働かずに放浪して、その生活に随伴する反社会的行為で社会に害悪をまき散らす浮浪者の処罰は、同じ悪に染まりかねない者への警告となる。また、浮浪者は「良き貧民」「適法な貧民」の口に入るべきパンを消費しているのであるから、彼らの規制によって「良き貧民」に一層手を差しのべることが可能となる。さらに、身体が労働に耐えうるにも

拘わらず働いて自らの糧を得ようとしなない浮浪者をコモンウェルスの働き蜂に変えるならば、彼らを惨めな流浪生活から解放することになり、それは神の嘉するところで、同時に国への奉仕ともなる。

しかし、ランバードは必ずしも浮浪者を無慈悲に断罪しているわけではない。前述の一五八二年の訓戒は、浮浪者も自分達と同じ素材で造られ、自分達と同じ姿の神の被造物であるから、いたずらに彼らを敵視するのではなく、彼らを自分達の兄弟、分身と見なければならぬと述べて、彼らへの同情を説いている。もつとも、自分を愛するように彼らを愛することはできないし、彼らもそのような愛を期待してはならないと付け加えるのを忘れてはいないが。この訓戒には、浮浪者対策の必要性を認識する一方、彼らの悲惨な生活を知る当事者の苦衷が表れている。(22)

一五九四年一月初頭に、食糧不足を憂いた枢密院は、貧民への食糧確保を目的としてケントの治安判事に貧民調査を命じた。(23) これを受けて同月十七日に臨時法廷でランバードが行った訓戒は、彼が貧民増加の原因をどのように考えていたかを教えてくれる。ランバードはその原因として人口増加、食糧不足と食糧価格騰貴、貧民子弟

の教育の欠如「就業に必要な訓練を与えられずに放置されている状況」等を挙げている。それとともに、彼は従来はまれにしか見受けられなかった新しいタイプの貧民として負傷帰還兵の大量出現を指摘している<sup>(24)</sup>。彼らは、貴族、ジェントリが大陸の戦争へ駆り出した借地人、家内奉公人の変わり果てた姿であった。ケントは地理的位置からその対策に苦慮した地域のひとつである。それだけに、西ケントの最も活動的な治安判事としてこの問題に取り組んだランバードの認識は、今日の研究成果に照らしても大筋で正しいといえよう<sup>(25)</sup>。

#### (四) 大陪審

一五九五年四月二九日、メイドストンの定例四季法廷で、ウィリアム・ランバードは法を悪人にたいする治療薬に喩えて、大陪審の怠慢は星教裁判所へ召還される恐れがあるとの威嚇を交えつつ、法執行の意味、およびその過程における大陪審の役割に関する訓戒を垂れた<sup>(1)</sup>。この時の法廷に提出された「原案適正」と記された一起訴状は闘争罪一件、十人組組長の容疑者逃亡幫助一件、補修を要する橋梁に関する報告一件、同じく補修を要する路地に関する報告二件を記載している<sup>(2)</sup>。この事例からも

明らかのように、大陪審は今日的な意味での司法的な事柄はもとより、行政的な事柄も扱った。彼らの告発がなければ、司法、行政問題の多くが浮上しない仕組みとなっていたのである。この日の訓戒でランバードが適切に表現したように、大陪審は「全連鎖の主要な環、最初の起動力」であった<sup>(3)</sup>。

ランバードは『治安判事の職務』で大陪審数について「各大陪審は少なくとも十二名で構成されなければならぬ。しかし、もしも十八名、もしくはそれ以上で構成されても違反ではない」と解説し、そのような場合は奇数で構成されるのが望ましいと付言している<sup>(4)</sup>。確かに、大陪審の構成員数は州ごとに、同一州でも時期によって変化した。筆者はランバードが訓戒を行っていたころの西ケントについてその変化を詳らかにできないが、ほぼ同時期のランカシャ(マンチエスタの法廷)の場合は、一五九〇年夏(七月)は十五名、同年秋(十月)十五名、九一年冬(一月)十七名、同年春(四月)十四名、同年夏(七月)十五名、同年秋(十月)十五名、九二年春(四月)十四名、同年夏(七月)十五名、同年秋(十月)十五名であった<sup>(5)</sup>。十七世紀初期のスタッフォードシャの変動はもう少し大きく、たとえば一六〇八年と九年を取りあ

げると、一六〇八年春は十六名、同年夏十二名、同年秋二二名、一六〇九年冬十七名、同年春十六名、同年夏十九名であった。<sup>(6)</sup>

大陪審の資格について、ランバードは反逆罪、重罪を犯していないこと、州内在住また当該州における土地保有、女性でないこと、聖職者でないこと、十四才以下でないこと、(ランカスタ王権州では)年価値五ポンド以上の土地保有者等を列挙している。<sup>(7)</sup>十七世紀に利用度の高かった治安判事手引書『州治安判事』の著者マイクル・ドルトンはそのシェリフ手引書『シェリフの職務とその権威』で、様々な主張があるけれども、年価値二〇シリング以上の自由土地保有者であることが最も実際のな資格として通用していると述べている。<sup>(8)</sup>実態はどうであったのか。エリザベス治世期ケントの大陪審に関しては、筆者は残念ながら状況を明らかにできないので、<sup>(9)</sup>これまでの関連研究にその手掛かりを求めざるをえない。最初に取りあげるのは、チャールズ一世治世期のチェシャを分析したモリルの研究である。王権州チェシャでは、独自の裁判官による巡回裁判が年に二回、それに定例四季法廷が四回開かれた。一六二五年から五九年に渡る双方の大陪審候補者名簿によると、この間に大陪審を

務めた者は六〇九名となる。子が父を、弟が兄を引き継いだ例が少なくないため、これら六〇九名の大陪審は四九七家の人びとに限られている。彼らの平均担当回数は一六回であるが、かなりが平均を上回っており、三〇名が二〇回以上、十名が三〇回以上、四名が四〇回以上の経験の持主であった(対象とする時期以前、以後の回数が含まれないので、実際の経験回数はこれを上回るかもしれない)。各大陪審団には経験豊かな人物が含まれており、彼らの存在が制度の連続性と信頼性を支える重要な要素となっていたのである。さらに、同一の名簿が全く見当たらないので、モリルは大陪審の選出に際して多様性の維持にも配慮が払われていたと推測している。<sup>(10)</sup>

シェリフに候補者名簿の作成を命じるチェシャの令状は、年価値四〇シリング以上の自由土地保有者を選ぶように指示していた。当時の同州には、これに該当する者が約四〇〇〇人いたと推定されている。したがって、前述の四九七家は年価値四〇シリング以上の自由土地保有者全体のごく一部分でしかなかった。一六三〇年代の「騎士強制」調査によると、二五〇家が年四〇ポンド以上の収入があった。この二五〇家で大陪審を出したのは五八家であるのに対して、治安判事を出したのは七〇家

である。残り一二〇家の多くは最低金額で示談を強制された家で、このグループからは大陪審が選ばれていない。彼らは治安判事を期待されるには貧しく、大陪審を担うにはいささか裕福と見なされていた層で、チェシヤのエストワイアの主要部分を構成していた。以上から、モリルは小ジェントリを若干含んだとしても、大陪審の大部分は治安判事が選ばれる層よりは下の中間層、すなわち自由土地保有者のかなり広い範囲から募られていたと推定する<sup>(11)</sup>。

次に、エリザベス治世期からジェームズ治世期のハーフォドシヤを対象とするローソンの研究を参照しよう。一五八九年から一六一八年までにハーフォドシヤでは九〇六人が総計一六三六回大陪審を務めており、一人当たりの回数は平均約二回となる。九〇六人中一度しか経験しなかった者の割合は六二パーセントで、五回以上の経験者は約五パーセントである。「常連」そのものの割合はチェシヤと比較すると小さいが、平均してこのグループの三人が各法廷に列席していた。さらに、各大陪審団について見ると、「常連」の同僚の大部分が未経験者であったわけではない。少なくとも対象期間末期の名簿に依拠する限り、彼らの過半数がそれ以前に最低一回は大

陪審を経験していた<sup>(12)</sup>。

ローソンはハーフォドシヤの四教区から募られた四四名を取りあげ、そのなかの追跡可能な二〇名を分析している。彼らのうち二名がジェントルマン、一名がハズバンドマンで、残りはヨーマンである。彼らについて遺言検認等を頼りに経済状態を推定すると、ある者はかなり裕福であったが、大部分は適度の資産所有者であった。以上から、ローソンはハーフォドシヤの四季法廷大陪審は、一方に多少の小ジェントリを、他方に比較的富裕なハズバンドマンを含むものの、その大部分は程々の資産を有するヨーマンであったと考えている<sup>(13)</sup>。

ローソンはこのヨーマンを「社会的遠近法」で捉えようと努めている。だから、彼によれば、大部分の大陪審がジェントリと日雇い労働者あるいはごく慎ましい資産所有者の間に位置していたとの言説を、彼らが両者から等距離で隔たっていたと解釈するならば、それは実相を歪めるのである。ヨーマンはグレゴリ・キングの分類の「自由土地保有者」に相当し、この自由土地保有者は十七世紀後半イングランド人口のわずが十二パーセントを占めたにすぎない。同じくグレゴリ・キングの分類に従うと、彼らの収入を越える層は全人口の五パーセントに

すぎず、八三パーセントは彼らより貧しかった。時代のずれを考慮するとしても、ヨーマンが人口のごく一部分を占める「持てる者」に属していたことは明白である。さらに、彼らを村落共同体の文脈で眺めると、そこでは彼らの存在が一層重みを増してくる。彼らの多くは教区エリートであり、前述の四教区から選ばれた大陪審には教区委員等の役職歴任者が少なくなかつたのである。<sup>(14)</sup>

一五九九年四月、メイドストンの定例四季法廷で、ランバードが読み書きのできない者、臨時課税の評価額で示される財産資格を満たさない者が選ばれていると苦言を呈したように、能力、資産の点でふさわしくないと治安判事に見なされる者が時として大陪審団に含まれていたようである。<sup>(15)</sup> 事実、シェリフは候補者名簿に不適格者を載せないようにしばしば注意されていた。<sup>(16)</sup> この点に関して、テューダ朝期、初期ステュアート朝期の下級治安官を扱ったケントの著作は有益である。ケントはハーフォドシャ、ウースタシャ、レスタシャ、スタッフォドシャ、ノーフォクの著しく性格の相違する村々の下級治安官について詳細なプロフィールを提示している。それによると、選出方法の違い、経済構造、社会構造の違いにもとづく多様性が浮かび上がってくる。たとえば、いわ

ゆる「教育革命」の影響であるが、学校や教師の存在、ピューリタニズムの浸透等の要因が複雑に絡まり、下級治安官のなかにも比較的裕福ではあるが文字の読めない者、必ずしも裕福ではないが文字の読める者がおり、彼らと文字文化の関わりは必ずしも一様ではなかつた。また、職業について見ると、経済的に比較的恵まれた手工業者が選ばれていた村も存在した。<sup>(17)</sup> 当時の経済的、社会的変化が極めて選択的に佐用していた点を考慮すると、この程度の多様性はむしろ怪しむに足りないであろう。ケントの研究は、大陪審の構成員についてもこの多様性を十分に勘案すべきことを間接的に示唆しているように思われる。<sup>(18)</sup>

#### (五) おわりに

すでに言い古されたことであるが、地方有給官僚を欠くテューダ朝は、秩序維持のために地方社会で様々な社会集団の同意、協力を特別に必要とした。この場合、地方社会で大きな影響力を行使しえたのはジェントリから募られた治安判事団であつた。しかしながら、法執行の過程において彼らは最終局面に位置していたのであつて、その発端に位置していたのではなかつた。ここに、大陪

審にたいする説示と訓戒の意味があった。

当然ながら、その教育的効果を特定することは容易ではない。しかし、今や定説の位置を獲得したと思われるライトソンの『イギリス社会史 1580-1680』は、テューダ朝から初期ステュアート朝にかけてのイングランドでは、「中位の人びと」とそれ以下との溝が深まり、前者が為政者の説く秩序を内面化し、彼らより下の人びとにたいして従来より厳格な規範を押し付けようとする傾向が、様々な要因が重なって極めて選択的ではあるが、進行していたと指摘している<sup>(1)</sup>。訓戒の影響は、大陪審が為政者の法と秩序の「解釈共同体」へ簡単に組み入れられる単純な過程ではもちろんなかったであろう。この点に関して、曆書のような民衆本、法や秩序に係するバラッド等の分析が、その影響をさらに解明する手掛かりを与えてくれそうであり、今後の課題としたい<sup>(2)</sup>。

#### 注

はじめに

(1) H. A. L. Fisher (ed.), *F. W. Maitland's Collected Papers*, I, Cambridge, 1911, p. 470.

(2) 差し当たり、ゲルハルト・エーストライヒ、成瀬治 訳「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」(成瀬 治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店、一九八二所

エリザベス時代の四季法廷における説示と訓戒

収) 参照。

なお、この視点からのアプローチにとって、N・エリアス、波浜節夫他訳『宮廷社会』法政大学出版社、一九八一、同、赤井慧爾他訳『文明化の過程』(上、下)法政大学出版社、一九七七、一九七八、R・ミュシャンプレッド、石井洋二郎訳『近代人の誕生—フランス民衆社会と習俗の文明化—』筑摩書房、一九九二などは有益である。

(3) M・フリーコー、北山晴夫「真理と権力」(桑田禮彰 他編『ミツシエル・フリーコー 一九二六—一九八四』、新評論、一九九一所収)。

(4) この問題に初めて関心を示したのは「十八世紀までのもつとも偉大なシェイクスピア学者」(S・シェーンボーム)と評され、シェイクスピアの生涯とその作品年代を明らかにするために公文書館を組織的に調査したエドモンド・マロウン(一七四一—一八一二)である。法学院インナ・テンプルに学んだマロウンはシェイクスピアの法律用語の正確な使用に強い印象を受けたようで、その『シェイクスピア伝』で「詩人がストラトフォード時代にしばしば記録裁判所へ通ったと信じているをえない」と述べ、知り合いの法律家に雇われていたと推測した。さらにマロウンは自分の法律家としての体験にもとづいて、シェイクスピアの法律用語に関する知識は「すべてを理解する詩人の精神の偶然的な観察によって獲得されたようには思われない。それは専門的な技量の現れである」とも述べている(同



Malone (ed), *The Plays and Poems of William Shakespeare*, II, London, 1821, pp. 107-8)。

これを嚆矢として、シェイクスピアと法律知識の関係を扱った論考が見受けられるようになり、現在のその数は少なからず (G. W. Keeton, *Shakespeare's Legal and Political Background*, London, 1967, 'Select Bibliography' 参照)。

(5) A. Underhill, 'Law' in *Shakespeare's England: An Account of Life and Manners of his Age*, II, London, 1916, pp. 381-3; Keeton, *op. cit.*, pp. 24-42 参照。

(6) 柴田稔彦「エリザベス朝の観客―覚書―」(日本シェイクスピア協会編『シェイクスピアの演劇的風土』研究社、一九七七所収) 参照。

「舞台」としての四季法廷

(1) W. Lambarde, *Eirenarcha: Or of the Justice of Peace*, reprint of the 1581 edn, New York, 1970, pp. 286, 289-93, 447-83, 500.

(2) C. Read (ed), *William Lambarde and Local Government: His "Ephemeris" and Twenty-nine Charges to Juries and Commissions*, Ithaca, 1962, pp. 25, 32, 176-9, 185-9.

(3) テュータ朝の治安判事制度の特徴のひとつは、大枠は議会制定法、枢密院命令などで示されるが、細部については事実上各州の治安判事の裁量に委ねられる部分が大きかった点である。制度上の統一性、整合性が自己目的に追及されることは少なかった。小法廷

(petty sessions) の原型となる担当区小法廷 (divisional sessions) の出現過程が好事例である。

(4) P. Clark, *English Provincial Society from the Reformation to the Revolution: Religion, Politics and Society in Kent, 1500-1640*, Hassocks, 1977, p. 114.

(5) Clark, *op. cit.*, pp. 125-38 参照。

ちなみに、人口について触れると、一六〇〇年のケント州の人口はおおよそ十三万人、カンタベリの人口は一五七〇年に約四〇〇〇人、一六七〇年に約七〇〇〇人、メイドストンの人口は一五七〇年に二〇〇〇人以下、一六七〇年に三〇〇〇人以上と推定されている (C. W. Chalkin, *Seventeenth-Century Kent: A Social and Economic History*, London, 1965, pp. 27, 31)。

(6) Read(ed), *op. cit.*, pp. 23, 25, 161, 165 参照。

(7) T. P. S. Woods, *Prelude to Civil War, 1642: Mr. Justice Malet and the Kentish Petitions*, Salisbury, 1980, p. 37.

(8) T. W., *The Office of the Clerk of Assize... together with the Office of the Clerk of the Peace*, London, 1676; Lambarde, *Eirenarcha*; M. Dalton, *The Country Justice*, London, 1655 などを参照。

(9) M. Dewar (ed), *Sir Thomas Smith's De Republica Anglorum*, Cambridge, 1982, p. 111.

(10) J. A. Sharpe, *Crime and the Law in English Satirical Prints, 1600-1832*, Cambridge, p. 143.

中央法廷の判事の肖像画から判断する限り、少なく

とも十七世紀の王座裁判所、民訴裁判所、アサイズ裁判の判事は特有の帽子（カツラではなく）と法服を着用していたようである（たとえば、Woods, *op. cit.* に収録されている王座裁判所判事や、一六四一年にメイドストーンで開かれたアサイズ裁判判事をつとめたトマス・マリットの肖像画を参照）。

- (11) F. Heal & C. Holmes, *The Gentry in England and Wales, 1500-1700*, London, 1994, p. 171; A. Hassel Smith, *County and Court: Government and Politics in Norfolk, 1558-1603*, Oxford, 1974, pp. 71-2, 232-4.

前時の位階社会のことは、K. Wrightson, *English Society, 1580-1680*, London, 1982, pp. 17-38 (K・ライトソン)、中野忠訳『イギリス社会史』1580-1680、リプロボート、一九九一、一九一五六ページ）参照。

- (12) F. Melling (ed), *Kentish Sources VI: Crime and Punishment*, Maidstone, 1969, p. 136.

- (13) Clark, *op. cit.*, pp. 125-38; J. H. Gleason, *The Justices of the Peace in England, 1558 to 1640: A Later Eminent*, London, 1969, pp. 17-28, 124-6, 128-31 参照。

- (14) J. S. Cockburn, *A History of English Assizes, 1558-1714*, Cambridge, 1972, pp. 65-9; Woods, *op. cit.* pp. 30-46 参照。

- (15) 同年一月にロチエスタで開かれたアサイズ裁判にはロチエスタ主教、ロバン卿、ウイリアム・ランバードを含む二名の治安判事が出席した (J. S. Cockburn (ed), *Calendar of Assize Record: Kent Indictments*, Elizabeth I, London, 1979, p. 448)。

#### 説示と訓戒

- (1) 以上は T. W., *The Office of the Clerk of Assize*....., pp. 40-57 にもとづく。この後の判決にいたるまでの過程については、拙稿「四季法廷書記官素描―初期ステュアート朝期ランカシャの事例を中心に―」(『史学』六〇一、平成三) 参照。

- (2) Lambarde, *Eirenarcha*, 'A Table containing (very near) all printed Statutes'.

- (3) *Ibid.*, pp. 310-82.

- (4) *Ibid.*, p. 332.

- (5) ランバードのことは、W. Dunkel, *William Lambarde: Elizabethan Jurist*, New Brunswick, 1965; R. Warnick, *William Lambarde, Elizabethan Antiquary*, London, 1973 参照。ナイトではなかったランバードは治安判事任命書では下の方にその名が記載されていたが、その卓越した学識でナイトの称号を持つ治安判事にあつた。そのためであろうか、四季法廷書記官は前述の一六〇〇年四月に開かれた四季法廷出席治安判事リストの筆頭に彼の名を挙げてゐる (Warnick, *op. cit.*, p. 114)。

- (6) T. W., *op. cit.*, pp. 60-1.

- (7) Lambarde, *op. cit.*, p. 317.

- (8) A. Hassell Smith & G. W. Baker (eds), *The Papers of Nathaniel Bacon of Stiffney*, III (1586-1595), Norfolk Record Society, LIII, 1990, pp. 311-2. Read (ed), *op. cit.*,

pp. 153-89 も参照。

一五九一年九月メイドストーンで開かれた四季法廷で、彼自身が「一日は短く、しかも仕事が残っているので、話しを簡単にし、これ位で終わろう」と訓戒を結んでいる (*Ibid.*, p. 107)。

(9) G. Leveson-Gower (ed), 'Notebook of a Surrey Justice', *Surrey Archaeological Collections*, 9, 1888, p. 184.

(10) 説示と訓戒の語用には混乱がある。説示と訓戒の双方を *charge* と呼んでいる場合もあれば、説示に *charge*、訓戒に *exhortation* をあてている場合もある。本稿では告発と起訴に関わる裁判官の法律説明に説示の語を用い、説示の対象者である陪審の姿勢や心構えを説く「演説」に訓戒の語を用いている。

(11) Read(ed), *op. cit.*, p. 103.

(12) W. P. Baildon(ed), *Les Reportes del Cases in Camera Stellata, 1593 to 1609*, from the original MS. of John Hawarde, London, pp. 19-21, 56-8, 101-2, 106, 159-60; T. G. Barnes (ed), *Somerset Assize Orders, 1629-1640*, Somerset Record Society, LXV, 1959, pp. 54-5 参照。

(13) ここから、ランバードの私的「業務日誌」と訓戒を編集したC・リードは、西ケントの四季法廷に訓戒の慣行を導入したのはランバードかもしれないと推測している (Read(ed), *op. cit.*, p. 57)。

(14) E. M. Halcrow (ed), *Charges to the Grand Jury at Quarter Sessions, 1660-1677 by Sir Peter Leicester*,

Chetham Society, Third Series, V, 1953.

(15) 他に若干の例を挙げると、大陪審を「一つの頭にまとめられた多数の目」(Read(ed), *op. cit.*, pp. 72, 88) 大陪審が告発に励まない状態を「水源で水の流れをせき止めるようなもの」(*Ibid.*, p. 98) と表現している。

ピューリタンの説教者の中には聴衆よりもパトロンや同僚の関心を引こうとして難解な説教を行う者がいたことを、同時代人ジョン・ドッドは「イングランドのおおかたの(長老教会) 牧師は、通常その聴衆の頭上めがけて撃つ」と揶揄したが (K. Thomas, *Religion and the Decline of Magic*, London, 1971, p. 163 (荒木正純訳『宗教と魔術の衰退』(上) 法政大学出版局、一九九三、二二九ページ)、ランバードの訓戒にはそのような傾向はない。

(16) Read(ed), *op. cit.*, pp. 67-72.

(17) シモン・フォーテスキュー、小山貞夫、北野かおる、直江真一訳『イングランド法の礼賛につらつ』(二)『法字』五三一、一九八九、一〇一―一二ページ。

(18) Read(ed), *op. cit.*, 104-5. その他に *Ibid.*, pp. 78, 97, 99 参照。

(19) ライトソン、中野訳『イギリス社会史二五〇―二六〇』一九九一三〇五ページ参照。

(20) C. Read(ed), *op. cit.*, p. 29.

(21) この場合に限らず、ランバードは処罰の根拠、正当性を常に神から導き出している。彼の主張は、当時の処罰の理由づけを教えてくれる一証言とはなっても、

社会的文脈に即した原因の指摘でないことは言うまでもない。怠惰がこの時代になぜ処罰されたのかを理解するべくして A. L. Beir, *Masterless Men: The Vagrancy Problem in England, 1560-1640*, London, 1985 を参照せよ。

- (22) Read(ed), *op. cit.*, pp. 168-72, 173-6. 「業務日誌」  
「トンプトン」の記録をよむ (*Ibid.*, p. 25)。  
「トンプトン」の貧民問題の関与の詳説は「トンプトン」  
Warnick, *op. cit.*, pp. 44-73, 103-16; Dunkel, *op. cit.*, pp. 60-109 参照。

- (23) Warnick, *op. cit.*, p. 110.  
(24) Read(ed), *op. cit.*, pp. 179-84.  
(25) P. Clark, 'The Migrant in Kentish Towns, 1580-1640', in P. Clark (ed), *Crisis and Order in English Towns, 1500-1700*, London, 1972; do., *English Provincial Society*, pp. 221-68 参照。

#### (四) 大陪審

- (1) Read(ed), *William Lambard and Local Government*, pp. 116-22.  
(2) Melling(ed), *Kentish Sources VI*, p. 117.  
(3) Read(ed), *op. cit.*, p. 119.  
(4) Lambard, *Feirewartha*, p. 308.  
(5) J. Tait (ed), *Lancashire Quarter Sessions Records, Vol 1 (Quarter Sessions Rolls, 1590-1606)*, Chetham Society, New Series 77, 1917, pp. 1, 15, 17, 23, 28, 35, 48, 57.

- (9) D. H. G. Salt (ed), *Staffordshire Quarter Sessions Rolls, Easter 1608-Trinity 1609*, Staffordshire County Council, 1950, pp. 40-1, 67-8, 89-90, 117-8, 151-2.

- (7) Lambard, *op. cit.*, pp. 304-5.

- (8) Michael Dalton, *Officium Vicecomitum: The Office and Authority of Sheriff*, London, 1662, p. 402.

- (6) F. Hull, *Guide to the Kent County Archives Office*, Maidstone, 1958, pp. 3-7 参照。

- (10) J. S. Morrill, *The Cheshire Grand Jury, 1625-1659: A Social and Administrative Study*, Department of English Local History (Leicester University), Leicester, 1976, pp. 9-10, 12.

- (11) *Ibid.*, pp. 15-20.

- (12) P. G. Lawson, 'Lawless Juries? The Composition and Behavior of Hertfordshire Juries, 1573-1624' in J. S. Cockburn and T. A. Green (ed), *Twelve Good Men and True: The Criminal Jury in England, 1200-1800*, Princeton, 1988, p. 145.

- (13) *Ibid.*, pp. 130-1.

- (14) *Ibid.*, pp. 131-5.

ローンンの最後の論争は「トンプトン」 K. Wrightson and D. Levine, *Poverty and Piety in an English Village: Terling, 1525-1700*, London 特に pp. 103-9 参照。各等初期スエホアール朝期ランカンヤの四季法廷大陪審に「トンプトン」のワイルキンソンはモリルと同様の判断を「トンプトン」 (D. J. Wilkinson, 'The Justices of the Peace and

their Work in Lancashire, 1603-1642', Oxford University M Litt thesis, 1982, pp. 87-9)。

*Popular Culture in Seventeenth-Century England*, London, 1985 参照。

(15) Read (ed), *op. cit.*, pp. 136-40.

(16) ナムズケ Historical Manuscripts Commission, 14th Report, Part IV, *The Manuscripts of Lord Kenyon*, 1894, p. 31 参照。

(17) J. R. Kent, *The English Village Constable, 1580-1642: A Social and Administrative Study*, Oxford, 1986, pp. 80-151 参照。

(18) 以上はすべて、宣誓のうえ、実際に四季法廷大陪審の役割を果たした者に関する。たとえば、先に触れたスタッフオドシヤの大陪審候補者名簿には常に三十数名の氏名が記載されている。彼らのうち若干名は予め免除されたり、あるいは病気等の理由で法廷へは足を運ばなかった。しかし残りのかなりは法廷へ出掛け、説示や訓戒に耳を傾けざるをえなかったであろう (Salt (ed), *op. cit.* pp. 5-6, 401, 67-8, 89-90, 117-9 参照)。

(五) おわりに

(1) ライトソン、中野訳、前掲書二四七-二七三ページ。Wrightson and LeVie, *Poverty and Pity*, pp. 110-185 : C. B. Herrup, *The Common Peace: Participation and the Criminal Law in Seventeenth-Century England*, Cambridge, 1987 参照。

(2) J. Sharpe, 'The People and the Law', in B. Reay (ed),